

## 令和5年度大橋町東部町会 定期総会の結果報告について

日頃から、町会活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、今回は、3年ぶりに通常の総会となりました。開催にご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

つきましては、令和5年4月23日（日）に開催されました定期総会の結果につきまして、下記のとおりご報告申し上げます。

### 記

#### 令和5年度大橋町東部町会定期総会結果

1. 開催日 : 令和5年4月23日（日） 午前10時～11時15分

2. 開催場所：大橋町東部公民館

3. 総会の成立

会員数	485人
出席者数	405人
（内訳）出席者数	35人
委任状数	370人

町会規約第16条 総会は、会員の2分の1の出席をもって成立することにより、総会が成立しました。

4. 議決事項

- 議案第1号 令和4年度活動報告
- 議案第2号 令和4年度決算報告
- 議案第3号 令和5年度活動計画（案）
- 議案第4号 令和5年度一般会計・特別会計予算（案）

## 5. 次 第

齋川副会長の進行により、下記の次第で進められました。

### (1) 開会のことば

大島副会長より開会宣言があり開会しました。

### (2) 町会長挨拶

本日は、大橋町東部町会の定期総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナの影響で過去2年間書面による総会でしたが、コロナも収束に向かい通常の総会が開催できたことを感謝しております。

私たち役員も、町会ファーストで、皆様の大切なものを守り、会員同士の親睦を図り、笑顔で暮らせる町会を目指していく所存でございます。

今後、皆様には家庭を愛し、仕事に頑張ってもらい、余った時間を町会の活動にご協力いただければ幸いです。

最後に、皆様の御健康、ご多幸を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

### (3) 総会定足数の報告

大島副会長より、総会成立の報告がありました。

### (4) 議長選出

町会規約第16条 総会の議長は、会長がこれにあたるることにより、議長に近藤会長が就任しました。

### (5) 議 事

#### ①議案第1号及び議案第2号について

##### 【審議方法】

議案第1号及び議案第2号は、関連があるため一括審議としました。

##### 【議案説明】

議案第1号を本郷副会長が、議案第2号を宇田川会計が説明。

##### 【質 疑】

質疑はなく質疑を終結し、採決に入りました。

##### 【採 決】

採決の結果、拍手多数で議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり承認されました。

#### ②議案第3号及び議案第4号

##### 【審議方法】

議案第 3 号及び議案第 4 号は、関連があるため一括審議としました。

**【議案説明】**

議案第 3 号を本郷副会長が、議案第 4 号を宇田川会計が説明。

**【質 疑】**

質疑はなく質疑を終結し、採決に入りました。

**【採 決】**

採決の結果、拍手多数で議案第 3 号及び議案第 4 号は、原案のとおり承認されました。

**【議長解任】**

議長より解任の挨拶があり、議事が終結しました。

(6) その他

次のとおり出席者からの質問やご意見に対し、執行部から答弁がありました。

①3月下旬に配布される広報誌について

Q. 4月号の広報誌が3月27日に新班長へ届いたが、配付するのは新班長か旧班長か。

A. ご指摘のとおり、新年度号の配付物を旧年度内に配布するため、新旧どちらの班長が担当するのか決まりが無く、各班によって対応がまちまちになっております。来年度はこのような事が無いよう、対応方法を決めてお知らせしますのでご了承願います。

②議案書のコピーについて

Q. 議案書が片面コピーとなっているが、両面コピーにすれば経費削減につながるのでは。

A. 今回の議案書のように、町会が大量に印刷する場合は、「佐野市市民活動センターここねっと」へ用紙を持ち込み、無料で印刷をさせてもらっています。ご指摘のとおり、両面印刷にすれば経費削減につながりますが、高速輪転機の仕様が片面印刷となっており、両面に印刷した場合、紙詰まりや折れが生じ、作業に支障をきたしますのでご了承願います。

③高齢者訪問の仕方について

Q. 訪問者が玄関先で顔を見ずに帰ってしまう事がある。これでは安否確認にならないのでは。

A. 高齢者への訪問の目的は、安否や生活環境の変化等を確認し、変化があった場合は民生委員等と連携を図り対応することになっております。ご指摘のとおり、顔を見ない状態では目的が達成されませんので、今後、訪問時の対応の徹底をお願いしてまいりますのでご了承願います。

④アパートの町会費徴収方法について

Q. 私たちのアパートは、班長が町会費を徴収していますが、留守が多く徴収しにくいので、他のアパートと同様管理会社をとおしての対応にして欲しい。

A. 管理会社をとおしての対応については、アパート居住者の皆さんや管理会社との話し合いが必要になると思います。本件につきましては、別途日を改めて相談していきたいと思いますのでご了承願います。

(7) 役員紹介

大島副会長より令和5年度の役員が紹介されました。

(8) 閉会のことば

大島副会長より閉会宣言があり閉会しました。